

学部・大学院における法学教育の今後の在り方



山崎 敏彦*

目 次

- 1. はじめに
- 2. 法学部における教育の在り方
- 3. 法科大学院における教育の在り方
- 4. 民事法についての教育の在り方
- 5. おわりに

1. はじめに

(1) 大学は未曾有の改革期のただなかにある。1998年10月に公表された大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」において、「知の創造と継承の拠点」であり、知的活動によって社会の発展を支えるべき大学は、人類にとって真にゆたかな未来の創造、科学と人類や社会さらに自然との調和ある発展を図るために多様で新しい価値観や文明観の提示が必要とされることから、幅広い視点から「知」を総合的に捉え直していくとともに、知的活動の一層の強化のための高等教育の構造改革を速やかに推進していくことが強く求められている。大学が世界的水準の教育研究を展開し、期待される役割を果たすために、1)課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、2)教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、及びそれを支える 3)責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、さらにこうした大学の取組についての 4)多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善、という四つの「基本理念」にそった大学改革への取組が求められている。

また、2000年11月に明らかにされた大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」においても、その後の社会・経済・文化のグローバル化、国際的な流動性の高まり、科学技術の爆発的な進歩と社会の高度化・複雑化といった急速な状況変化のなかで生ずる新たな諸課題に対応していくため、新たな知識や専門的能力を持った人材が求められることから、わが国の大学が世界に開かれた高等教育

機関として期待される役割を果たすためには、右にみた「基本理念」を踏まえつつ、特に、高等教育制度及び教育研究水準の両面にわたって、国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を目指した改革を進めることが求められている。そのためには、1)グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実、2)科学技術の革新と社会、経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開、3)情報通信技術の活用、4)学生、教員等の国際的流動性の向上、5)最先端の教育研究の推進に向けた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保という五つの視点に立って改革を進めることが求められている。

なお、教養教育の在り方について、「新しい時代における教養教育の在り方について」(答申)も2002年12月に公とされており、グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を学生に培うことを目指し、教養教育の再構築に取り組むことが必要であると指摘している。

(2) そして、文部科学省によりこれらの答申にそった具体的施策が実施されつつある。たとえば、国立大学の独立行政法人化、国公立を通じて優れた研究教育拠点を重点支援する「21世紀 COE プログラム」の推進、教育面での改革の取組を一層促進するための「特色ある大学教育支援プログラム」の推進(教養教育や語学、情報教育、専門教育などのカリキュラムを充実させて成果を上げているか、学生に対して厳格な成績評価を実施しているか、学生の授業に対する満足度を高めているかなどを、全学的な取組のほか、学部・学科レベルを対象に、実践と成果を問い、特色ある大学には財政的支援を厚くするというシステム)、第三者評価制度の導入など大学の質の向上と保証のための新たなシステムの導入、大学での教養教育を再構築するための

* 青山学院大学法学部教授

「教養教育重点大学」の指定・財政的支援（重点大学を指定し、国が支援することなどをとおして、専門教育を重視してきた学部）に、幅広い教養教育を施すよう転換を促す）、社会的なニーズの大きい分野で実践的教育をすることによって高い専門性をもつ職業人養成のための専門職大学院の創設などがそれである。後二者については、2002年8月に「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」、「大学院における高度専門職業人養成について」、そして「法科大学院の設置基準等について」（答申）が公表されている。

各大学も、少子化、研究・教学予算の重点的配分などという厳しい教育経営環境のなか、建学の精神に立ち返りつつ、高等教育機関として社会に期待された役割を果たすべく、98年答申のいう「競争的環境の中で個性が輝く大学」たろうと改革に向けた努力をしているところである。

(3) 以上のことは、大学の一部局である、法学部、大学院法学研究科そして法科大学院にも妥当すること申すまでもない。研究面では、文部科学省は、いくつかの分野とならんで法学分野について COE プログラム第2期申請を受け付けようとしているところである。また、教育面では、とくに社会人に開かれた法学研究科専修課程の展開が国立大学を中心に全国的にみられ、そしてとりわけわが国の当面する課題の一つである「司法制度改革」における人的基盤の整備にかかる法科大学院の2004年度からの設置、さらにこれに伴う法学部・大学院法学研究科教育の再編が求められている。

2. 法学部における教育の在り方

こうした状況における今後の法学教育の在り方であるが、まず、学部段階でのそれについてみてみよう。

当初の（1999年秋段階における）法科大学院構想にあっては、たとえば学部2年に法科大学院2年をあわせて法曹養成教育をする、そして司法試験合格者に対して司法研修所における実務教育を行うという内容での（法学部・法科大学院・司法研修所での）「プロセスとしての法曹養成教育」が考えられていたが、2000年8月（「法科大学院（仮称）構想に関する検討会議」による「議論の整理」の公表）以降アメリカ型ロースクールへの傾斜が明確となり、（社会人・法学部以外の卒業生を積極的に受け入れもする）標準履修年限を3年とする法科大学院という考え方がまとまっていく。

そのなかで、「法曹養成に特化した専門教育」は法科大学院で行うことになるため、法学部の教育目的をどこにおくことにするかが一つの課題となった。なぜなら、法学部は、司法試験受験者における「ダブルスクール現象」が顕著にみられることから実質がどれほどであったかはともかくとして、公務員の養成、企業人の養成などと並んで、法曹養成にかかる教育を一つの内容としてきたからである。中央教育審議会が2002年8月5日に公表した「法科大学院の設置基準等について」（答申）においても、「法科大学院導入後、各大学の法学部・法学科等においては、法科大学院との役割分担を工夫するものや法学基礎教育をベースとしつつ幅広い教育を目指すものなど、それぞれが特色を發揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される」と指摘されている。これには、今後、高度専門職業人を養成していくためには、学生に幅広い知識を身に付けさせた上で、職業上必要な高度の専門的知識・技術を習得させることが重要である、という視点から、学部段階では広い視野を持った人材の育成を目指す教養教育を中心とした教育プログラムを提供し、大学院段階では高度で専門的な教育プログラムを提供するということになるという展望に立ち、法学分野においても、法科大学院制度の導入後は、「法曹養成に特化した専門教育」は法科大学院で行うことになるため、学部段階においては「法的素養を中心とした教養教育に重点をシフトするもの」、「複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うもの」、「法曹以外の法律関係専門職の養成を中心にするもの」など、多様な教育プログラムの展開が考えられ、「法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される」との解説がほどこされている。

たとえば「日本私法学会臨時シンポジウム法曹養成制度改革と法学教育」（NBL691号22頁以下）にみられるように、法学部に属するものによって、早くから法科大学院設置後法学部教育の在り方が熱心に論じられてきたが、上記のような中央教育審議会の答申をふまえて、各法学部、法学部教員は、法学部の入学定員削減をも含めた、今後の法学部教育の展望を種々に示そうとしている。

その方向性として、一つには、法化社会の先進国であるアメリカにおける法学教育の在り方をモデルに、

法学部はリベラルアーツ中心の教育をする学部となればよい(カレッジレベルの再編の先行)、法曹養成教育は大学院レベル(つまり法科大学院)で行えばよいという見方がある。教員の相当数が法科大学院に移籍したあとの法学部は、専門職大学院でのより高度な教育に耐えるだけの「リサーチ能力、分析力、自己表現力、語学力等を涵養すること」を教育内容とすべきであるというのである。法学を学ぶ学部生においては、法律制度を素材に人間、社会、歴史、思想などを広く考えさせられることとなり、法学分野以外を副専攻として学ぶことも許されるということも示される(宮沢節生「すべての学部廃し再編を」日経新聞2002年10月19日)。この立場からは、法学部を2年短縮型の法科大学院への進学課程ととらえることは最悪の選択とみられる。

他の一つは、法学部は、「過度なりベラルアーツ化」をすべきではなく、学部段階での法の専門教育は今後とも行うべきであり、行うことができるという考え方である。法の専門教育をすることは、法化社会の展開にかかわり今後とも社会的な要請にそつものであって、法学部は、教養教育を重視し、また法学部生に他の専門分野の学びの可能性を与えつつも、コンプライアンスを意識できる企業人、バランス感覚をもつ公務員など法的素養を有するジェネラリスト、隣接法律家を養成し、あわせて狭義の法曹の基礎教育にあたるべきであるとされる。たとえば、法学部は、カリキュラムを見直し、「法の本質を理解するためにリベラルアーツが貢献する本物の法学部」として、学生の法的センス・リーガルマインドを涵養し、物事を法的に処理する感覚を身につけさせるという、社会の法学部教育への期待にこたえていくべきものとの考え方が示されている(上村達男「学部、法の本質的理解の場に」日経新聞同10月12日。さらに、吉村良一「法科大学院設置後の法学部教育」立命館大学「21世紀の法曹養成」連続シンポジウム第2回報告書所収)。法学部も、深い教養と高度の専門性に裏付けられた知的リーダーシップ・課題探求能力を有する人材の養成にあたることが求められるのである。法曹養成に限って言えば、法学部での法の専門教育と法科大学院の学びは、プロセスとして把握されてよいとの考え方、2年短縮型の法科大学院も学部段階でのしっかりした法専門分野の学びをしている者にとっては当然選び取られて良いコースであつて、これを例外的なあるいは過渡的なコースと

らえられることはないという見方にもなる。

筆者の属する青山学院大学法学部でも、法に関する専門学部として、法学部が果たしてきた「法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能」を一層充実させようと考えている。すなわち、上記後者の立場に立って、これまでの総合法律、行政・司法、外国法・渉外法の3コース制を、2003年度入学生より、総合法律、企業法務、公共政策、法曹、隣接法曹(具体的には司法書士・弁理士などの養成に資する)外国法の6コース制にするという内容のコース制の充実をして社会の需要にそつたきめ細かな法の専門教育を展開させていこうと考えている。なお、教養教育を重んずるという要請にかかわり、情報リテラシー、英語教育、歴史理解などの教養教育、一年生からの少人数教養ゼミの導入などを内容とする全学共通教育の改革も今年4月の相模原キャンパス開学と同時に実施に移すこととしている。

3. 法科大学院における教育の在り方

2002年8月に、司法制度改革審議会の「意見」,「法科大学院(仮称)に関する検討会議」における議論をふまえた、中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について」(答申)が公表された。近く、この内容にそつた、法科大学院設置基準も公とされるであろう。この「設置基準等について」(答申)により、法曹養成に特化した「専門職大学院」として位置付けられる「法科大学院」の意義、内容の骨格が示されている。司法試験法の一部改正(平成14年法律138号)により、今後は、予備試験という制度はあるものの(なお、衆・参両法務委員会は、同法案に対して、政府は、予備試験の運用について、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することとの付帯決議をしている)、新司法試験受験は法科大学院課程を修了していることが前提となる。

まず、法科大学院の教育理念をみると、1)「法の支配」の直接の担い手であり「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図ること、2)専門的な法知識を確実に習得させるとともにそれを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に

即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成すること、3) 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする、が挙げられている。

法科大学院は、こうした理念を統合的に実現するものとして、概略次のように制度設計されている。まず、法科大学院課程の修了要件は3年以上の在学、93単位以上の取得である。もっとも、試験によって法学既修と判断される者については、1年以下(30単位以下)を短縮できるものとされる。課程修了者には、アメリカのJD学位にならぬ専門職学位としての「法務博士(専門職)」が与えられる。

法科大学院における教育は、法理論と実務との架橋を強く意識した教育であって、体系的な教育課程を編成することが求められ、授業方法も、双方向的・多方向的で、少人数教育、事例研究、討論などによる密度の濃いものでなければならず、授業方法・計画、成績評価方法の明示、厳格な成績評価及び修了認定を実施することが求められている。開設科目としては、a 法律基本科目群(公法系、民事系、刑事系)54単位以上、b 実務基礎科目群(法曹倫理、法情報調査、要件事実・事実認定論、法文書作成、模擬裁判など)5単位以上が必修とされ、他に、c 基礎法学・隣接科目群(基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など)、d 展開・先端科目群(労働法、経済法、税法、知的財産法、環境法など)などが用意されることになる。法実務への入門が図られるだけでなく基礎法や隣接学問領域へ目が向くようにという配慮がなされていることに着目すべきである(教育内容については、法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会、各大学、弁護士会によって、いろいろな提案、提言がなされつつあるが、さしあたり、法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ」、同「法科大学院における教育内容・方法(民事法・刑事法)のあり方について(モデル案)」、同「法科大学院における教育内容・方法(公法)のあり方について(モデル案)」、第一東京弁護士会法科大学院検

討委員会「法科大学院の教育内容を考える研究会中間報告書」、日本弁護士連合会「法科大学院の教育内容・方法等に関する提言及び意見」などを参照されたい)。

入学者選抜では、公平性・開放性・多様性を旨として、入試成績のほか、幅広い分野の学業成績、学業以外の活動実績等を総合的に考慮することが求められており、多様性確保のため、法学部・法学科以外の出身者や社会人等を一定割合入学させなければならないものとされる。全ての出願者について、適性試験(法律学の学識ではなく、判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す共通試験=LSAT)を実施し、法学既修者として出願する者に対しては、法律科目試験を実施することが考えられている。

こうした科目立て、授業方法の選択、入試方法などによって、とりわけ小規模法科大学院にあってはきわめて限られた範囲であっても、各法科大学院において建学の精神・理念にそった個性化が図られることもあわせ期待されているといえる。

教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者であって、学生15人あたり1人の専任教員を要し、最低限必要な専任教員数は12人とされる。教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味するものとされる。専任教員のうち、概ね2割程度以上は実務家教員でなければならぬとされる。また、設立時の設置認可の審査とともに、大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で構成される認証評価機関による第三者評価(適格認定)を受け、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持・向上を図ることが求められている。

このように、法科大学院については、先ほどみた、高等教育改革についての「改革理念」にそう制度設計がなされている。否むしろ、法科大学院構想が展開されることとのかかわりのなかでこそ、「改革理念」の具体化が図られているというべきであろう。

これを、青山学院大学の場合について具体的にみると、キリスト教理念に基づく教育という建学理念と、創立時からの特色である国際性を生かし、グローバル化が進む社会の中で「良き法律専門家」として活躍できるような人材を育てる法科大学院の設置を考えている。カリキュラムの特色として、あれもこれも盛り込む「百貨店スタイル」ではなく、いわば「専門店」のようなロースクールにしたいと今年6月の設置認可申

請に向けて構想をつめているところである。具体的には、第一に、グローバルに活躍できる法律家の育成を目指し、国際的法要素に重きを置いた教育プログラムを用意したいと考えている。現在法学部に在籍する外国人教員の法科大学院への移籍を考えるほか、外国のロースクールとの提携関係を構築し、外国法の講義を充実させる予定である。グローバル・クラスルームを用い、インターネットを介した提携大学院との連携演習、すでに設立されている私学ではじめての専門大学院国際マネジメント研究科との協力関係などグローバルな教育環境の提供も考えている。「英語の青山」という社会的定評を踏まえ、英語による交渉能力を高めるディベートプログラムの開発、さらに入学時の TOEIC や TOEFL のスコアを考慮した入試を実施することなども検討していくつもりである。第二に、社会的弱者へ温かい眼差しを注ぐことは法律専門家として必要なヒューマニティーを育むために重要な要素であると考え、消費者取引法、社会保障法、非営利組織法などの科目を用意するといったことも考えている。

4. 民事法についての教育の在り方

(1) 学部での民事法の教育内容

つぎに、より具体的に科目単位で、とりわけ実定法の最も基礎的な科目と位置づけられる、民事法関連科目について教育の在り方についてみておくこととしたい。周知のごとく、このたびの弁理士法の改正（平成14年法律第25号）によって弁理士が特許権侵害訴訟について、弁護士と共同であるものの、訴訟代理権を与えられることになり、このことが本誌本号の特集を組ませているのであろうが、この趣旨に鑑み、とりわけ実務教育的な側面、要件事実論・事実認定論の側面に着目して、言及することとしたい。

一般に、学部における民事法の講義は、ほぼ民法典の編別にそった形で、民法総則、物権、債権総論、同各論、家族の20単位ほどで講じられてきた。民法の基本的なルールにつき、裁判例を示しつつ、制度趣旨・要件・効果を説明するということをしてきたものと思われる。その際、担当者として、わかりやすいレジュメを用意し、よい教材・教科書を作成し、取り上げるべき事項を精選し、順序立てにも意を用いてわかりやすい講義となるように種々の工夫をしているものと考えられる。しかし、担当教員間の情報交換の不足、担

当者の研究的関心に関わる説明の精粗のばらつき、分野において取り上げるべき情報の量的拡大、学生の関心の拡散・理解力の不足などによって、学生において民法の基本的な事項についてすら必ずしも十分な理解が得られないという結果が生じてしまっているという状況のあることは確かに否めない。学生による授業評価に真摯に耳を傾け、FD（ファカルティ・ディベロップメント）を実践し、学生の理解困難の原因となることを解消すべく努めるべきである。ところで、司法制度改革・法科大学院をめぐる議論の展開のなかで、学部教育における実務的要素についていろいろと論じられるようになってきた。ここにおける実務教育の意味については、法の説明にあたって裁判実務、企業法実務を視野に入れる、執行手続・保全手続を視野に入れて民法ルールを考えるというようなことから、学生に契約書の起案をさせる、督促手続にかかる書面を作成させるといったことが考えられるのであるが、さらに要件事実論までも含めて学部教育をすべきかなどということもあって問題となってくるであろう。少なくとも、法律による推定が認められている場合、規範自体が但書を伴って立証責任の配分が比較的明らかな場合などについては、当該要件につき、いずれの当事者が当該要件にあたる事実（要件事実）を主張立証すべきものとの説明を施すことによって要件事実論を垣間見せるということもできよう。学部教育の実務的要素については、より抽象的に、法学部を卒業して社会に出た者が、なんらかの問題に直面した場合に、それなりの法的な検討をして解決策を導くという能力を涵養することが重要であるとの指摘、基礎的な法理論を教えるための手法として抽象的な理論が実務のなかでどのように運用されているかをみるといったことは既に広く行われてきたことであるとの指摘もある（以上につき、さしあたり、野村豊弘「大学における民法教育のあり方」、鎌田薫「法科大学院構想と私法教育」「日本私法学会臨時シンポジウム法曹養成制度改革と法学教育」NBL691号30頁以下、50頁以下所収を参照）。

同じく法学教育の実務的要素に目を向けるべきものとする筆者は、そのいずれを実践することにするにせよ、民法のような法規範を学ばせるにあたって、第一に、民法規範が裁判所における裁定的な解決をするにあたって用いられるべき物差しとなること（裁判規範として機能する民法）、加えて、市民・企業である紛

争当事者が合意によって紛争を解決する場合においては交渉において、要求水準の確定、交渉すべき事項の選択・序列化、合意点の導出、相手の説得みずからの納得のための物差しとなりうべきことを学生に理解させるべきものと考えている（和田仁孝「民事紛争交渉過程論」、副田＝中舎＝山崎「新民法学 第2版補訂版」1章（筆者執筆）を参照されたい）。その前提として、それほど詳しくなくてよいから、ADRを含めた民事紛争解決手続についての概略、あるいは少なくとも民事実体法と民事手続法の密接な関わりを示しておく（両者の履修を意識的に促す）ことがなければならぬと考える。ややもすると、学生において、実体法と手続法との関係をまったく意識せず、必修とされているというでもなければつまみ食いの履修してしまうことにもなりかねないからである。また、市民が、むしろ紛争が生じないように、あるいは自分の行動が法的にどのような意味をもつかわきまえて行動するに関わって、物差しとなりうること（行為規範として機能する民法）、さらには、社会のすべての場面において、法規範が行動を規律しているというものでもないこと（種々の社会規範の存在）について理解をさせていくことが肝要であると思考している。

第二に、仮に裁判所における法運用を典型的に法が用いられる場面であるとみても、いわば裁定者である裁判所の見地からだけでなく、自分の利益をめぐって「法利用」を図ろうとする利害当事者の見地からも問題を立てるべきことを気づかせる必要があるものとする。こうしたことによって、個々の法律規範・制度が、たとえば当事者一方の相手方に対する金銭の支払い、土地の引渡、損害賠償の求めが認められるかということにかかる攻撃・防御の手段に関わるということ垣間見せることの必要性を強く感じている。

なお、筆者は、民法のような実定法の法解釈的説明をしてゆくにあっても、受講者の知的好奇心に訴えるべく（法解釈論的理論側面だけでなく）法社会学、法哲学などの担当者と同様に、実定法制度の説明との関わりで、たとえば法解釈の方法、法の欠缺補充、裁判官による法の継続形成、これに対する市民批判ということ、司法過程についての理解、法解釈の価値判断的性格、価値決定についての諸議論など基礎法的理論側面に学生の注意を向けさせることが重要であると考えており、わずかではあっても実践しているつもりである。

民法法演習においては、必ずしも十分ではないとしても、少人数学生による判例を取り上げるなどする演習を通して、単に法規範の理論的理解を深めるというだけでなく、デジタル情報も含めた法律文献調査、課題についての分析・検討、問題点の整理、プレゼンテーション、相手との討論といった市民社会・企業社会で生きてゆくための問題発見・問題解決についての基本的な能力を養うということをそれなりにしてきたとみられる。筆者の担当するゼミナールの場合は、裁判形式の演習をやってすでに久しく、毎年大学祭においては、こじんまりしたものながら模擬裁判を演じ、卒業論文の作成とならんで、ゼミでの民法学習のいわば総括をしているといえる。

(2) 法科大学院での民法の教育内容

ついで、法科大学院における民法、ひろく民法法教育についてはどうであろうか。この課程において、法学履修者（法学部の卒業生も単に法学部を卒業したというだけでは3年の標準課程において学ぶことになる）に対しては、講義科目として、まず民法につき、財産法10単位、家族法2単位があてられることになる。10単位で財産法を講ずることは、時間的にきわめて厳しいものがあるが、有機的にカリキュラム編成をすることによってこなしていかなければならない。また、民事手続法については、民事訴訟法4ないし6単位、保全・執行法4単位を用意するといったことになるであろう。時間的な制約については、法律家になりたいという強い意識をもった学生があらかじめ与えられている教材によって予習・復習をし講義に臨むのであるし、教員側も十分な準備をし最大50人程度の少人数クラスにおいて応答的な教授方式によって講じられるのであるから問題はないという見方もあるが、実際にはやはりなかなか厳しいのであろう。

民法法（総合）演習は、2年次生に対して、（商事法も含めて）全部で12単位ほどが与えられるであろう。ここでは、従来の学部ゼミとは異なり、必要に応じて、実務家教員との協働プログラムとする必要があるであろう。総合演習のなかで最もアドバンスなものについては、実体法理解に加えて要件事実論・事実認定を内容として盛り込んだものとするとも考えられる。

実務基礎科目群に属するもののうち、「要件事実・事実認定の基礎」（民法法演習と別立てする場合）は、2年生の前半におかれる科目となり、要件事実論の基礎、

事実認定論の基礎を与えることになる。エクスターンシップは、たとえば、学生の弁護士事務所での経験を内容とするものであって、たとえば、民事（・刑事）の実務を弁護士のもとで一定期間種々の法役務を見聞することになる。さらに、「ローヤリング」は、法役務をめぐる顧客との望ましい関係の在り方を学ぶものであって、民事に関しては、民事実体法・手続法・要件事実論の知識をふまえた顧客との関係にかかる、法律相談、事件の受任、訴訟その他紛争解決の実行についての顧客への説明、相手当事者とのやりとりの結果報告など法役務にまつわる事項（コミュニケーション、カウンセリングその前提としての法的分析・法情報調査など）を扱うことになる（日弁連 2002年 12月 5日開催のシンポジウム「法科大学院における実務基礎科目の教育内容・方法等について」において配布された名古屋弁護士会法科大学院検討特別委員会作成資料、小島武司ほか「民事実務読本 - 」など参照）。「模擬裁判（民事）」は、学生にとって、専任実務家教員のコーディネート・非常勤実務家教員の援助のもと、手続・形式をも含んだ民事法の総合学習の機会となるであろう（加藤新太郎ほか「民事模擬裁判のすすめ」、司法研修所「民事訴訟第一審手続の解説」、民事判決起案の手引き、「別冊事実摘示記載例集」、民事訴訟における要件事実について」など参照）。

(3) 要件事実という考え方（要件事実論）

すでに何度かふれたように、とりわけ法科大学院における実務教育の一つとして、要件事実論が挙げられている。

要件事実論ということを考えるにあたり、簡単な設例ではあるが、ピカソの署名付き版画の売買につき、売主 X と買主 Y との間で、目的物が「真筆の署名のあるオリジナルな版画」であるかをめぐり、Y は X に約束どおり代金 50 万円の支払いをしなければならないかが訴訟上争われるという事案について考えてみる。

まず、民法実体規範は、これこれの要件が充たされればこれこれの法的効果（権利の発生・障害・消滅）が生ずると規定している。たとえば、民法 555 条は、「売買八当事者ノ一方力或財産権ヲ移転スルコトヲ約シ相手方力之ニ其代金ヲ払フコトヲ約スルニ因リテ成立ス」と規定することによって、一方当事者（売主）が相手方に対して財産権を移転することを約し、相手方当事者（買主）がその代金を払うことを約したとき

は、売主には売買代金請求権、買主には財産権移転請求権が生ずるとしている。また、民法 95 条は、「意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス」と規定している。

大学の民法講義においては、たとえば、後者につき、錯誤制度の趣旨からはじめ、錯誤にはどんな場合があるか、法律行為の要素とはなにか、動機の錯誤において意思の欠缺ということがいえるか、動機の錯誤により法律行為が無効とされるためには動機が相手方に示されている必要があるかどうか、錯誤による無効と社会的妥当性に欠けるなどによる無効とは同じことかどうかなどを丁寧に論じてきたといつてよかろう。そこで、錯誤をめぐる設例問題においても、解釈論における論点は問題とされるにせよ、思い違いがそもそもあったのか、重大な過失があったとの評価の根拠となる事実・事情の側面については争いはないことが前提とされてきたといつてよい。しかし実際の訴訟においては、法律的な争点とともにあるいはもっぱら、事実・事情の存否が争点となるのである。

つまり、先の設例の場合、訴訟において、50 万円の売買代金を支払うべきであると考えた X は、売買代金請求権を根拠づける請求原因としていついつ該版画につき 50 万円で売買する契約を Y との間で締結したということを主張する（なお、契約が無効ではないこと、代金債務について履行期が到来していることや買主が未だ弁済していないことについては X として主張することを要しない）。これに対して、Y は、そもそも売買契約は成立していないと抗うことが考えられる。請求原因事実についての認否に関し、このような主張がなされると、X において、契約の成立につき立証しなければならないことになり、裁判官に契約は成立しているとの心証を得さしめることのできるだけの証拠を示すことができなかつた場合には、（たとえ事実としては成立していたとしても）代金請求は棄却されてしまうことになる。さらに、Y は、仮に契約が成立していたとしても、偽物を本物と思い違えたのであるから法律行為の要素に錯誤があり売買は無効であると主張して、代金の支払いを拒もうとするであろう。これは、X の請求原因事実と両立するが請求を排斥する事実の主張であつて抗弁（錯誤無効の抗弁）といわれる。こうした主張に対して、X は該版画は偽物ではない、Y には

思い違いなどなかった、あるいは錯誤があったとしても動機の錯誤にとどまりこれが X に対し表示されていない以上要素に錯誤があったとはいえないとして争うことが考えられる。抗弁事実についての認否にかかる主張である。この点については、Y に立証責任があり、これに成功しないと請求は認容されてしまうことになる。しかし、X としては、仮に要素に錯誤があったとしても、これこれの事情（規範的要件における評価根拠事実）があって Y には思い違いをするにつき重大な過失があったのだから錯誤無効の主張はできないと主張することが考えられる。これは、Y の抗弁事実とは両立するが抗弁を排斥する主張であって再抗弁と位置づけられる。この再抗弁に対しては、再抗弁事実の認否の主張に加え、重大な過失があったとはいえないとの評価を導く事実についての主張が再々抗弁としてなされうるのである。

法科大学院における民事法教育においては、典型的な紛争事例を素材として、実体法規範・制度を、紛争当事者間の訴訟におけるこうした攻撃・防御主張の構造と結びつけ、主張・立証責任の分配とかわらせて、立体的に機能的に理解させることが必要である。こうした教育によってこそ（司法研修所におけるより実務的な教育と相まって）、法律家として必要とされる、当事者の利益をめぐる生の主張・事象のなかから、法的に意味ある事実（法的にレリバントな事実）を取り出し、要件的に必要とされる事実をつむぎだし構成し、生の利益主張を、権利が存在する・しないとの法的主張に構成していく（訴訟遂行に不可欠な）力を養うことができるのである。裁定的解決にあたる裁判官のことを考えると、要件事実教育は、紛争当事者の協力を得て争点を明確に整理し、迅速に適切な手順で民事訴訟を運営をしてゆくための理論・技法を涵養することに関わる。また、こうした理論・技法は、法律家が顧客とやりとりする場面でも、法廷外において相手当事者と話し合いをする場面でも、議論すべき観点、論点その序列・位階を指し示すのであって、法律家として当然に必要とされるもの、ひいては一般市民・企業がどのような行動をすればよいか（代金を支払った場合には領収書を一定期間とっておく、重要な契約の締結においては契約書を作成するなど）を指し示すものともいえるのである（要件事実論の意義・機能・効用については、司法研修所「増補民事訴訟における要件事

実第一巻」、賀集唱「要件事実の機能」司法研修所論集 90号所収）、田尾桃二「要件事実論について」法曹時報 44巻 6号所収、遠藤浩ほか編「民法注解財産法1巻・2巻」、大江忠「要件事実民法上・中・下巻」、伊藤滋夫「要件事実論の基礎」、加藤新太郎＝細野敦「要件事実の考え方と実務」、大江忠「要件事実論と弁護士業務」自由と正義 47巻 1号所収参照。また、演習教材として、伊藤滋夫＝山崎敏彦編「ケースブック要件事実・事実認定」も参照されたい。

5. おわりに

以上、最近の高等教育の改革の動き、そしてなにより法科大学院構想の展開にかかる法学部教育の改革のありようについて概観した。このように、大学教育とりわけ大学・大学院における法学教育はまさに激動期にあるといえる。各大学は、司法制度改革の一つの柱である人的基盤の整備という大事業に、それぞれの建学の精神・教育理念に基づく個性あふれる法科大学院を、法曹三者さらには隣接諸法律家の方々との協働のなかで、立ち上げ、課された役割を積極的に果たしたいものと考えているのである。

その際、とりわけ社会において知的財産法の重要性がはやく指摘されている今日、法科大学院の教育に関して日本弁理士会、弁理士の方々のご協力を是非ともいただかなければならないと考えている。他方、弁理士は、司法制度改革の流れの中で特許権侵害訴訟について訴訟代理権を与えられようとしているのであるが、その役割期待に応えるためには、特許庁「能力担保措置の実施に関する研究会 報告書」が指摘するように、法曹倫理の理解を深めると共に、これまで以上に要件事実論を含む広い意味におけるローヤリングなどについて深い理解をもって法役務を実践していかなければならないものと考えられる。こうしたことにつき、いづれ法科大学院が弁理士のための継続教育の場の一つをささやかながら提供できるのかもしれない。

差し迫った司法制度改革の動きの中で、法役務につきともに社会から期待される役割を相携えて果していきたいとエールを送らせていただくとともに、法科大学院構想の実現につき温かいご支援をお願い申し上げ、本稿を閉じたいと思う。

（原稿受領 2003.1.20）